

令和 6 年 9 月 17 日

健康福祉常任委員会資料

9 月定例会提出予定議案について

- 1 令和 5 年度兵庫県病院事業会計決算の認定・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 2 損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3

病 院 局

1 令和5年度兵庫県病院事業会計決算の認定

令和5年度兵庫県病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

(1) 収益的収入及び支出 (単位：円)

収益的収入	163,374,768,898
収益的支出	172,792,148,648
差 引	△9,417,379,750

(2) 資本的収入及び支出 (単位：円)

資本的収入	18,761,185,172
資本的支出	24,138,546,349
差 引	△5,377,361,177

2 損害賠償額の決定

県立はりま姫路総合医療センター医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

(1) 事件の概要

令和5年2月、他院から紹介のあった心房粗動の患者が入院。医師は紹介状に抗血栓薬を内服している旨の記載があることを確認し、抗血栓薬を処方したと思い込んだが、実際には医師の誤認により処方されていなかった。このため、入院から5日後に患者は脳梗塞を発症し、左半身に麻痺が発生した。

当該医療事故に関し、相手方と損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

(2) 損害賠償の額

9,500,000円

【補足説明資料】原因及び対応策

原因	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師は、過去の処方歴から患者に必要な薬を処方したが、他院で処方されていた抗血栓薬の処方が漏れていた。 ・ 他院で処方されていた抗血栓薬の処方漏れを管理する体制が十分でなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療安全部から医師全員へ事例を共有し、他院で処方された服薬情報を確実に確認するよう周知徹底した。 ・ 入院時に医師・看護師が、電子カルテの患者情報の所定の箇所に服薬情報を記載することとし、患者に関わる全ての医療従事者が服薬情報を確認できるようマニュアルを見直した。 ・ 入院後早期に服薬指導を行い、患者への聞き取りや紹介状から服薬情報を確認できるように薬剤部の体制を見直した。 ・ 他院で処方されていた服薬情報を電子カルテに登録したが、処方されなかった場合、医師や看護師等に電子カルテ上のポップアップで注意喚起するシステムを開発し、今後導入する予定。